

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)
(当たるとは、
その日)

目 次

◇ 告 示 技能検定試験の検定職種の一部改正

入会林野整備計画の適否の決定

休猟区の設定

林業種苗法による生産事業者の登録証の変更

土地改良法による換地計画の適否の決定

◇ 公 告 技能検定の実施

◇ 正 誤 昭和五十二年七月鳥取県告示第五百二号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百二十九号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号(鳥取県技能検定協会が行う一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のよう

に改正する。

昭和五十二年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実技試験の表中

熱絶縁施工
ガラス施工

を

熱絶縁施工
ガラス施工
防水施工
カーテン施工

に改める。

鳥取県告示第七百三十号

日野郡日南町丸山三五番地一法道寺入会林野整備組合組合長松本利雄から申請のあつた法道寺入会林野整備計画については、昭和五十二年九月六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

法道寺入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間
休 猟 区	岩美郡福部村栗谷地内の県道池谷福部停車場線と国鉄山陰本線との交差点を起点とし同点から同本線と北西及び北東に進み、福部村と岩美町との境界に至り。同境界を南東及び南方に進み、福部村左近から岩美町延興寺に通じる山道に至り。同山道を西方に進み、県道池谷福部停車場線に至り。同県道を北方及び北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十二年十月一日から昭和五十五年九月三十日まで
休 猟 区	県道矢矧松原線と鳥取市と鹿野町の境界との交差点を起点とし、同点かう同境	九八二 ヘクタール

休 猟 区	吉 岡	界を北方に進み、鳥取ゴルフ場に至り。同ゴルフ場の東側の民有林との境界を北方及び南西に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至り、同境界を北方に進み、旭国際ゴルフ場に至り、同ゴルフ場の東側の民有林との境界を北東及び北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同線を東方に進み、市道三高線第二号線に至り。同線を南西に進み、市道三高線に至り、同線を西方に進み、市道吉岡三山口線に至り、同市道を西方に進み、県道矢矧松原線に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	一、五七〇 ヘクタール
休 猟 区	土 師	八頭郡智頭町大字智頭地内の町道駅前線と県道智頭停車場線との交差点を起点とし同点から同県道を東方に進み、町道愛宕本線との交差点に至り、同町道を南方に進み、国道五三号との交差点に至り、同国道を南方に進み、県道西宇塚那岐停車場線との交差点に至り、同県道を南西及び北西に進み、八頭森林計画区（智頭計画区）の四三三林班と四三四林班の林班界に至り。同林班界を南西に進み、鳥取県との岡山県と県境に至り。同県境を	二、六〇〇 ヘクタール

<p>八頭郡河原町大字北村地内の県道曳田</p>	<p>飯盛山 休獵区</p> <p>佐治村と用瀬町との境界と県道江府中和用瀬線との交差点を起点とし、同点から同県道を西方に進み、村道淵尻線との交差点に至り。同村道を北方に進み、淵尻部落内の通称長沢道に至り、同道を北方に進み、村道飯盛線に至り、同村道を北西方に進み、津野部落から河原町大字新田に通ずる山道（通称タナバラ道）に至り、同山道を北方に進み、佐治村と河原町との境界に至り、同境界を東方に進み、佐治村、河原町及び用瀬町との境界の合流点に至り。同点から佐治村と用瀬町との境界を南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>北方及び北西に進み、堂鋪峠に至り。併用林道宇波谷線から堂鋪峠に通ずる山道を南東に進み、併用林道宇波谷線に至り、同林道を北東に進み、町道宇波谷線との交差点に至り、同町道を南東に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を北東に進み、町道駅前線との交差点に至り、同町道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
	八九〇 ヘクター	

<p>八頭郡河原町大字北村地内の県道曳田</p>	<p>飯盛山 休獵区</p> <p>佐治村と用瀬町との境界と県道江府中和用瀬線との交差点を起点とし、同点から同県道を西方に進み、村道淵尻線との交差点に至り。同村道を北方に進み、淵尻部落内の通称長沢道に至り、同道を北方に進み、村道飯盛線に至り、同村道を北西方に進み、津野部落から河原町大字新田に通ずる山道（通称タナバラ道）に至り、同山道を北方に進み、佐治村と河原町との境界に至り、同境界を東方に進み、佐治村、河原町及び用瀬町との境界の合流点に至り。同点から佐治村と用瀬町との境界を南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>北方及び北西に進み、堂鋪峠に至り。併用林道宇波谷線から堂鋪峠に通ずる山道を南東に進み、併用林道宇波谷線に至り、同林道を北東に進み、町道宇波谷線との交差点に至り、同町道を南東に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を北東に進み、町道駅前線との交差点に至り、同町道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
	二、一〇〇 ヘクター	

<p>赤 碓 休 獵 区</p>	<p>東伯郡赤碓町大字赤碓地内の赤碓町道 福留線と国鉄山陰本線との交差点を起点 とし、同点から同本線を東方に進み、赤 碓町東伯町との境界を越えて東伯町道岩 本線との交差点に至り、同町道を南方に 進み、東伯町粟子前線に至り、同町道 を東方に進み、東伯町道八橋以西線に至 り、同町道を南西に進み、東伯町道大成 開拓幹線に至り。同町道を南西に進み、 同町道の終点に至り。同点から農道帽子 取幹線二号線に接続する農道を南西に進 み、農道帽子取幹線二号線に至り。同農 道を北西に進み、農道帽子取幹線一号線 に至り、同農道を北西に進み東伯町と赤 碓町との境界を越えて県道倉吉赤碓中山 線に至り。同県道を北西に進み、県道高 岡赤碓停車場に至り。同県道を北方及び 北東に進み、中部地区広域管農団地農道 に至り。同農道を北方に進み、赤碓町道 福留線に至り。同町道を北方に進み起点 に至る線に囲まれた一円の地域。</p>	<p>地域</p>
<p>倉吉市八幡町地内の県道倉吉福本線と</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

一、五四〇
ヘクタール

<p>東 鴨 休 獵 区</p>	<p>市道余戸谷九号線との交差点を起点とし、 同点から同市道を北東に進み、市道余戸 谷町八幡線に至り。同市道を北東に進み、 市道余戸谷団地一号線に至り。同市道を 南東に進み、外道山ハイキングコースの 山道に至り、同山道を東方に進み、外道 山山頂に至り。同山頂から外道山登山コ ースの山道を北方に進み、市道東町クラ ンド線に至り。同市道を北西に進み、県 道木地山倉吉線に至り。同県道を東方に 進み、国道一七九号に至り、同国道を南 東に進み、倉吉市と三朝町との境界を越 えて三朝町大字牧地内の倉吉市菅原に通 じる山道（通称菅原越の山道）に至り、 同山道を南西に進み三朝町と倉吉市との 境界を越えて県道大柿上小鴨停車場線に 至り、同県道を北西に進み、県道倉吉福 本線に至り。同県道を北方に進み起点に 至る線に囲まれた一円の地域。</p>	<p>〃</p>
<p>国鉄山陰本線と赤碓町と中山町との境 界の交差点を起点とし同点から同境界を 南方に進み、大山東部林道（スーパール 道）に至り。同林道を西方及び北東に進 み、県道赤碓大山線に至り。同県道を南</p>	<p>〃</p>	<p>二、二二〇 ヘクタール</p>

<p>休 獵 区 砥 波</p>	<p>休 獵 区 大 倉 山</p>	<p>中 山 休 獵 区</p>
<p>日野郡日南町下阿毘縁地内の県道安来伯太日南線と県道横田伯南線との交差点を起点とし同点から県道横田伯南線を西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北方及び北東に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を南方及び南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域。</p>	<p>日野郡日南町上石見地内の県道新見日南線と県道上石見黒坂停車場線との交差点を起点とし同点から県道新見日南線を北西及び北方に進み、町道松本線に至り、同町道を北東に進み、町道大原線に至り、同町道を東方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を南方及び西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西に進み、中山町道住吉萩原線に至り。同町道を北方に進み、報国銃獵禁止区域の東側の境界に至り、同境界を北方及び東方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に進み、国鉄山陰本線に至り、同本線を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域、</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>一、二二〇 ヘクタール</p>	<p>一、六六〇 ヘクタール</p>	<p>一、七二〇 ヘクタール</p>

<p>鳥取県告示第七百三十二号 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、生産事業者から登録証の記載事項に次のとおり変更があつた旨の届</p>	<p>深 山 口 休 獵 区</p> <p>日野郡江府町俣野地内の県道上徳山俣野江府線と林道木地河原線との分岐点を起点とし同点から同県道を東方に進み、同県道と深山口川との交差点（畑田橋）に至り、同川の左岸を上流に進み切詰川との合流点に至り。切詰川の左岸を上流に進み、倉吉営林署管内の篠谷山国有林一〇一〇林班に至り。同林班と民有林との境界を東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り。同境界を南西に進み、篠谷山国有林の一〇一三林班と一〇一四林班との境界に至り、同境界を北西に進み、一〇一三林班と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み。尾ノ上原川の右岸に至り、同川の右岸を下流に進み、林道木地原線に至り。同林道を北方に進み、起点に至る一円の地域。</p> <p>六〇〇 ヘクタール</p>
---	--

出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

生産事業者名		生産事業者の住所
鹿野町森林組合	変更前	気高郡鹿野町大字鷲峯七四五
	変更後	気高郡鹿野町大字鷲峯七六〇の一
青谷町森林組合	変更前	気高郡青谷町大字青谷四〇四七
	変更後	気高郡青谷町大字青谷四〇四五の一

鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第四工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

公 告

職業訓練法（昭和44年法律64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和52年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和52年 9月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施する検定職種
 - 機械検査、けがき、電子機器組立て、時計修理、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、和裁、製具製作、メリヤス縫製、布はく縫製、洋菓子製造、和菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型わく施工、鉄筋組立て、防水施工、カーテン施工、ガラス施工、建築製図、機械製図、電気製図、金属材料試験、広告美術仕上げ
- 2 検定の等級
 - 技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。
- 3 検定の方法
 - 技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。
- 4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日
昭和52年11月30日(水)から昭和53年2月28日(火)までの間に
おいて、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和52年11月17日(木)に鳥取県技能検定協会
の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、電子機器組立て、時計修理、建設機械整備、 農業機械整備、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、 洋菓子製造、和菓子製造、建築製図、電気製図、金属 材料試験	昭和53年 2月12日(日)
けがき、冷凍空調和機器施工、和裁、メリヤス縫製、 建築大工、かわらぶき、型わく施工、鉄筋組立て、ガ ラス施工	昭和53年 2月19日(日)
配管、防水施工、カーテン施工、機械製図、広告美術 仕上げ	昭和53年 2月26日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格
を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305

鳥取県技能検定協会(電話 鳥取 22-3494)

(3) 受付期間

昭和52年10月12日(水)から昭和52年10月21日(金)まで(郵送に
よる場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。
なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能
検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、
50円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検
定受検申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	6,500円
け が き	8,000円
電 子 機 器 組 立 て	8,500円
時 計 修 理	7,500円
建 設 機 械 整 備	8,000円
農 業 機 械 整 備	8,000円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	7,000円
紳 士 服 製 造	7,000円
和	6,000円
寝 具 製 作	7,000円
メ リ ヤ ス 縫 製	7,500円
布 は く 縫 製	7,500円
洋 菓 子 製 造	6,500円
和 菓 子 製 造	6,500円
建 築 大 工	7,000円

か わ ら お き	8,500円
配 管	8,000円
型 わ く 施 工	7,500円
鉄 筋 組 立 て	8,000円
防 水 施 工	8,500円
カ ー テ ソ 施 工	8,500円
ガ ラ ス 施 工	8,500円
建 築 製 図	4,000円
機 械 製 図	4,000円
電 気 製 図	4,000円
金 属 材 料 試 験	8,500円
広 告 美 術 仕 上 げ	8,000円

1 学科試験の手数料

1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする

る場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和53年3月28日(火)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和53年4月中旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。

正 誤

昭和五十二年七月鳥取県告示第五百二号(土地改良区の役員の就退任について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

三 下 九 十 " 杉崎三七六番地の二 鳥取市杉崎三七六番地の二
鳥取市東今在家四一番地 " 東今在家四一番地